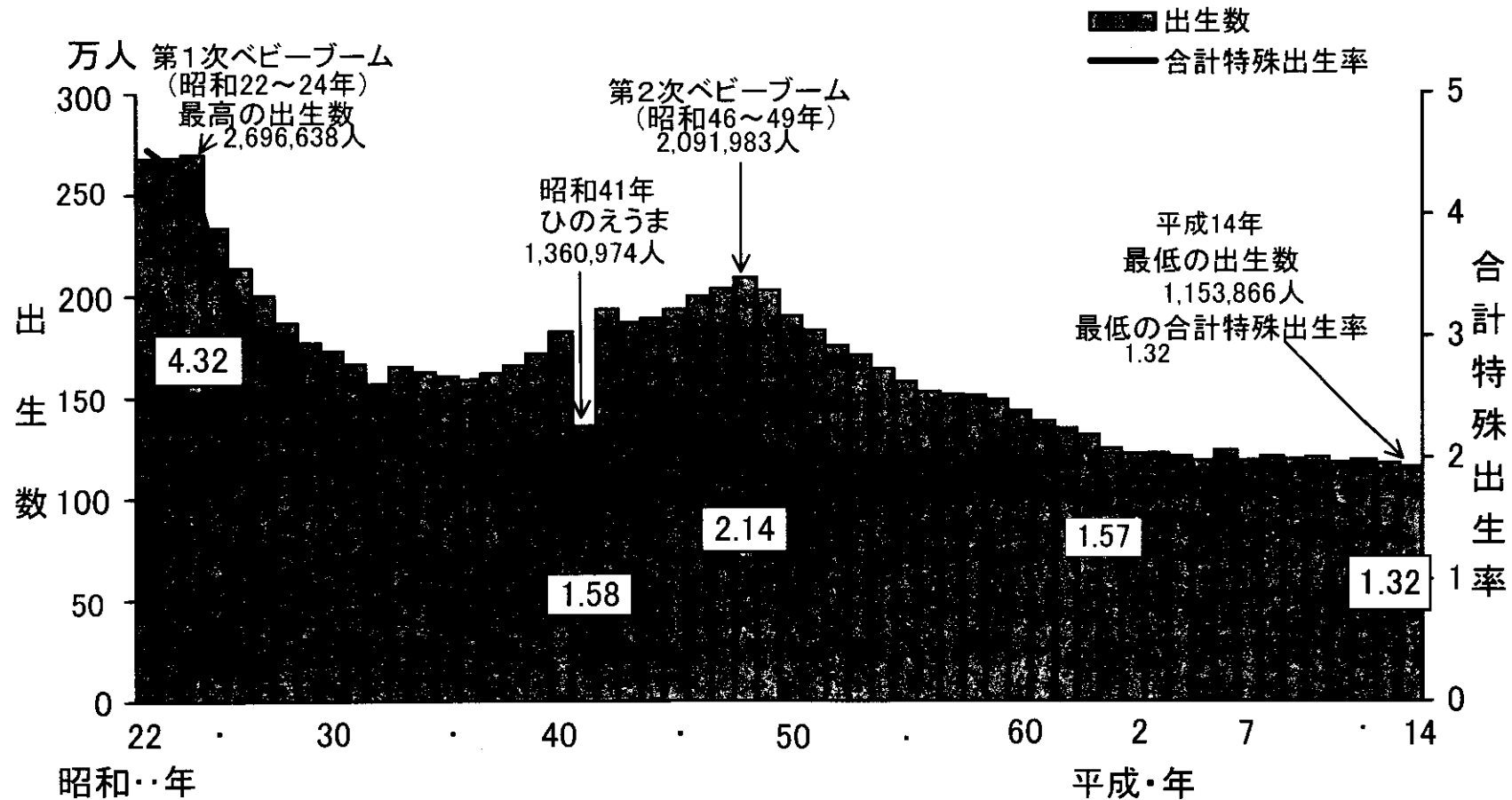


1. 出生数及び合計特殊出生率の推移

出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

2. 少子化の要因と人口減少社会の到来

少子化の要因と人口減少社会の到来

○晩婚化・未婚化の進行

・25～29歳の未婚率

男性 48.3% → 69.3%
 女性 20.9% → 54.0%
 (昭和50年) (平成12年)

・50～54歳の未婚率

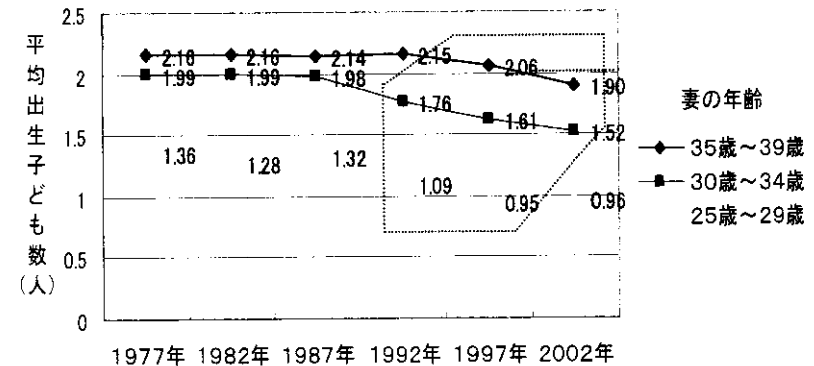
男性 1.8% → 10.1%
 女性 3.8% → 5.3%
 (昭和50年) (平成12年)

・平均初婚年齢の上昇

男性 27.0歳 → 28.8歳
 女性 24.7歳 → 27.0歳
 (昭和50年) (平成12年)

○夫婦出生力の低下

- ・平成2年(1990年代)以降
平均出生子ども数が増加



少子化が一層進行

- 平成18年(2006年)をピークに総人口が減少
- 21世紀末には人口が半減
1億2,693万人(2000年) → 1億59万人(2050年) → 6414万人(2100年)
- 2050年には出生児数が半減(120万人(2000年) → 67万人(2050年))

3. 少子化対策(次世代育成支援対策)の 経緯

少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

- 14年1月 ○新しい将来推計人口の公表
- ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
 - ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し
- 14年5月 ○少子化対策に関する総理指示
- ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示
- 14年9月 ○「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理に報告
- ・少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策を推進
 - ・立法措置を含め、総合的かつ計画的に推進
- 15年3月 ○「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ(少子化対策推進関係閣僚会議)
- 次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）
- 15年7月 ○次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立